

大通り公園（1区～3区）のリニューアルに向けた サウンディング型市場調査（対話）実施結果

<結果概要>

1 対話期間

令和5年12月4日（月）から令和5年12月15日（金）

2 参加事業者数

5法人又は法人のグループ

3 対話方法

直接対話

4 提案・意見の概要

(1) 飲食・売店等の収益施設の設置・運営（公募対象公園施設）

- ・ 全ての事業者から2区に飲食施設を設置する提案がありました。
- ・ 2事業者からは2区以外にも店舗を設置する提案がありました。

(2) 滞留空間（園路・広場等）の整備・管理（特定公園施設）

- ・ 全ての事業者から1区～3区のいずれかに花や緑の空間を整備（リニューアルを含む。）する提案がありました。
- ・ 4事業者から1区～3区のいずれかに芝生の空間（人工芝を含む。）を整備する提案がありました。
- ・ 3事業者からトイレを改修（建替を含む。）する提案がありました。
- ・ 3事業者から1区～3区の全域管理を行うとの提案がありました。
- ・ 全ての事業者から日常管理に伴う維持管理費については、本市に一部負担を求める意向が示されました。

(3) 周辺エリアへの回遊性向上に資する整備（利便増進施設）

- ・ 3事業者から看板や広告塔を設置する提案があり、そのほかの2事業者も設置は可能との意向を示しました。
- ・ 4事業者から自転車駐車を設置する提案がありました。

(4) イベントの実施

- ・ 全ての事業者から管理区域内でのイベント実施の意向が得られました。

(5) その他、パークマネジメントプランの実現に向けた取組

- ・ 全ての事業者から公園愛護会の活動を支援する取組、大通り公園利用者に対する公益的な取組、周辺地域の活性化に資する取組の提案がありました。

(6) 事業実施に当たっての基本的な取組

- ・ 全ての事業者から横浜市環境施策の推進に資する取組の提案がありました。
- ・ 4事業者からデジタル技術を活用した取組の提案がありました。

(7) その他公募に際して求める条件（案）

- ・ 事業期間については、4事業者が10年以上20年までの長期間が可能という意向を示し、うち1事業者は30年間まで可能とのことでした。
- ・ 全ての事業者が店舗営業時間中、有人対応は可能という意向を示しました。
- ・ 全ての事業者が、整備及び管理・運営の全て又は一部について、市内事業者の活用は可能との意向を示しました。
- ・ 全ての事業者が、公共工事に準じた資料等の提出について対応可能という意向を示しました。
- ・ 公園使用料の徴収については、全ての事業者が負担可能との意向を示しましたが、3事業者からは最低限度の負担が望ましいとの意見がありました。

(8) 対話当日の口頭確認

【イベント等の実施】

- ・ 4事業者から賑わい創出のため、定期的にイベントを実施する意向がありました。
- ・ 3事業者から既存イベントも含めたイベント実施希望者の受付窓口として対応できるとの意向が得られました。

5 対話結果の受止め

- ・ 公募条件（案）の考え方に概ね沿った提案が得られました。
- ・ 各区域に複数店舗を整備する等、大きなにぎわいを創出するような提案もありました。
- ・ 事業区域全体にわたり、公園としての質が高まる様々な整備提案がありました。
- ・ 大通り公園及び周辺地区の魅力を高め、活気とにぎわい創出につなげるためには、一定の行政負担が必要になることが把握できました。
- ・ 長期的な利活用や公園施設整備への収益還元について目途が付きましたので、Park-PFI制度を活用した事業の可能性が高まりました。

6 今後の予定

令和5年度末に事業者公募を開始する予定です。

<対話項目ごとのご提案・ご意見>

※ 複数の事業者から同様のご提案・ご意見をいただいた場合は、ひとつにまとめて記載しています。

ご提案・ご意見	
<p>(1) 飲食・売店等の収益施設の設置・運営（公募対象公園施設）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 区には3店舗を設置 ・ 1 区にはレストランを併設したアウトドア専門店 ・ 2 区にフードホール棟を設置 ・ 2 区にテイクアウト主体のスタンドカフェを設置（日照次第で3区の可能性あり） ・ 2 区にはカフェ、クラフトビール専門店、レストラン、コンビニエンスストア及び写真館（イベントスペース）を整備 ・ 3 区は店舗を2棟設置 ・ カフェ、ベーカリー ・ オープンカフェ、バル（居酒屋）、テイクアウトのできる軽食店の設置 ・ イベント時などにピンポイントでキッチンカーを設置 ・ 周辺にカフェがあるため、採算はシビアになる可能性あり ・ オープンカフェにした方がイベントがないときにも人がいる空間になる ・ 建物内は客席なし ・ 全体として1,500㎡程度
<p>(2) 滞留空間（園路・広場等）の整備・管理（特定公園施設）</p>	
<p>①「特定公園施設」の整備内容及び範囲</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公募対象公園施設以外の1区～3区のエリアは、特定公園施設として整備する ・ 1区～3区全体を特定公園施設として一体整備と日常管理を担う ・ 1区～3区全体を管理エリアとする ・ 1区～3区の一部までを管理エリアとする ・ 管理エリアの範囲は想定していない ・ 公募対象公園施設の周辺に芝生敷設による広場を整備 ・ 都心の貴重な緑を可能な限り保存活用 ・ 周辺住民に配慮し、既存樹木を保存 ・ 日常的にオープンテラスやテントの設営 ・ 開放的な空間のくつろげる場として利用 ・ 公園内の樹木を間引きし、死角が少ない開放的な空間とし、ユニバーサルデザイン、バリアフリーの配慮を行い、居心地がよく、使いやすい公園施設整備に取り組む ・ 現状のままでもポテンシャルはあるので、特殊清掃や修繕、植物剪定で見違える ・ 公募対象公園施設と特定公園施設が一体不可分構造となっている棟は、区分所有建物とし、市・事業者双方が所有 ・ 人工芝は夏場の温度上昇が著しく、過ぎしづらい

<p>② 1 区の整備内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・芝生広場やベンチによる空間を整備 ・緑地とベンチを整備 ・公募対象公園施設の前面に芝生の丘を整備、収益施設と連携した場づくり ・花壇整備 ・ロダンの像の周囲にバラを中心とした季節の花壇を整備 ・今も芝生があり、生育しているため、ウェルカムゾーンとして常設花壇を設置し、芝生広場を一面に設置 ・ゲート性が高く公園を印象付けるウェルカムゾーンの整備 ・可動式の植栽柵付きベンチを設置するが、基本的に固定 ・ロダンの像は撤去
<p>③ 2 区の整備内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2 区のフードホール棟の一部を休憩施設として整備 ・フードホール棟は公募対象公園施設と休憩施設（特定公園施設）の複合施設として整備 ・正面に象徴的な施設（フードホール棟）を配置することで新たな横浜の景観を創造 ・メタセコイア並木は関内・関外エリアのアイコンとして保存 ・並木に囲まれた広場は、インフラ（電気、上下水）を整備し、大型のイベント空間とする ・内側の樹木を伐採し、建物の配置及び芝生広場の整備を行い、ゆったりとくつろげるエリアに整備 ・公募対象公園施設の周辺に円形の芝生広場を整備 ・芝生広場の周辺を囲むようにベンチを設置 ・中央部に Y 型の支柱を建てた日除けを設置、周辺にベンチを置くことで滞留性を高める ・ベンチ機能を有するインクルーシブ遊具 ・インクルーシブ遊具周辺は、柔らかい舗装へ変更 ・既存トイレは解体し、新たに設置 ・既存トイレは改修 ・トイレは建て替え、明るくする ・低層階段エリア ・誰でも使えるシェアスペースを設ける（コミュニティールーム） ・電源を整備し、イベントを行いやすいようにする ・芝生よりも硬い舗装の方がイベントはやりやすい ・日照が悪いため、2 区に芝生広場を設置しても育たない可能性がある

<p>④ 3 区の整備内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 区の一部を休憩施設として整備 ・ 既存の大木を可能な限り保存し、緑と憩いのゾーンとして整備 ・ 花壇のリニューアル（公園愛護会の活躍の場として） ・ 花壇や植栽をリニューアル ・ 花壇は全般的にリニューアル ・ 地下鉄出入口近くの花壇は、最小限の手を加えるにとどめ、公園愛護会の活動の場とする ・ 水景施設は廃止し、ガーデンを中心とした自然あふれる空間構成として再整備 ・ 水景施設は埋め、3 区の一部まで 2 区と連続したイベント広場として整備 ・ 水景施設は残し、水の広場を中心として芝生広場を整備 ・ 周辺にベンチを設える ・ 4 区側にあるエレベーター周辺に水景施設と緑を整備し、ベンチ化することで滞留空間とする ・ 簡易な建物のイベント本部を設置（カフェが 3 区ならイベント本部は 2 区） ・ マルシェ等のイベントで賑わいあふれるエリアに整備 ・ カフェが 3 区ならば、3 区に低層階段エリアを整備
<p>(3) 周辺エリアへの回遊性向上に資する整備（利便増進施設）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 区～ 3 区において広告塔（デジタルサイネージ）を設置 ・ 1 区に大きな黒板状の壁面を設置し、公園におけるイベントやコンテンツ等を発信 ・ デジタルサイネージ等の設置は可能 ・ 看板としてデジタルサイネージを設置 ・ 地域情報や周辺施設のイベント情報を発信するデジタルサイネージの設置 ・ 地域からのニーズで情報掲示板が必要ならば設置 ・ 3 区にシェアサイクルポートを併設したサイクルステーションを整備 ・ 3 区にサイクルポートを設置 ・ 自転車駐車場やシェアサイクルポートの設置 ・ サイクルポートの設置位置は、周辺の設置状況次第 ・ サイクルポートの設置は考えていない
<p>(4) イベントの実施</p>	
<p>①管理する園地でのイベント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎週イベントを開催し常に何かやっている公園、という見せ方が必要 ・ 周辺事業者のコンテンツと連携したイベント ・ マルシェを開催し、地産地消の推進や地域 NPO 法人と協力したワークショップの開催 ・ 店舗や周辺地域の飲食店等も含めたマルシェ ・ フードフェスなど集客イベント ・ キッチンカーの誘致 ・ 「二十四節季」の行事や、草花と子どもたちが触れあうきっかけとなるイベント ・ 「生活に緑を取り入れる」グリーンフェス ・ アウトドアギア・グッズの体験会

	<ul style="list-style-type: none"> ・季節ごとのイベント ・黒板を活用したアートイベント ・店舗の商品紹介等をインスタライブで配信 ・スポーツイベントのパブリックビューイング ・野外シネマ上映会
<p>②地域や教育機関と連携したイベント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・野球やアリーナの試合日程に合わせたスポーツイベント ・エリアマネジメント協議会等と連携したイベント ・マルシェ開催にあたっては周辺商店街の飲食店等とも連携 ・大学との連携により、公募対象公園施設の屋上や広場を利用した天体観測ワークショップ ・近隣の地域団体や教育機関と連携し、地域課題解決やにぎわいづくりや公園を拠点とした新たな魅力発信 ・周辺エリアの園庭のない保育園などと連携し、公園愛護活動を知ってもらう機会の創出 ・3区の一部花壇の管理に公園愛護会や市民ボランティア団体が参加
<p>(5) その他、パークマネジメントプランの実現に向けた取組</p>	
<p>①公園愛護会の活動を支援する取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公園愛護会がやりがいを持てるような花壇エリアの再整備、管理 ・公園愛護会が自由に提案できる場づくり ・公園愛護会と連携した市民参加型の植栽管理 ・公園愛護会と連携しコミュニティ全体で公園を守る意識を高める取り組みを実施 ・三世代交流で地域コミュニティの活性化をはかり、活動が継続する仕組みづくり ・植栽の管理、清掃等を公園愛護会へ委託 ・清掃活動、除草業務 ・カフェスタッフ等が公園愛護会活動へ参加 ・公園サポーターへの登録 ・公園愛護会が開催するクリーンアップ運動への協力 ・活動の運営費用に対する寄付
<p>②大通り公園利用者に対する公益的な取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化 ・デジタルサイネージや黒板等の情報案内板を通し、マナー向上の啓発動画や利用における注意事項を定期的に投影、利用者意識の醸成を図る ・公園利用者に対するゴミの適切な処分に関する啓発キャンペーンを行い、清潔感のある公園になるよう取り組む ・施設整備により、日常的な美化意識向上 ・市の推奨があれば防犯カメラを設置 ・適正な樹木の剪定、人が集まる施設の配置により死角を減らし、安心安全に寄与 ・樹木の維持を念頭に置きつつ、巨木化・老朽化した樹木の剪定再整備を実施することで、死角を減らす ・高木剪定は、治安向上として暗がりをも明るくしていくという目的を持って市が実施したほうがよい ・園路の整備を通じた、自転車走行の削減や快適な歩行空間の確保

	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が開催するワークショップを公園で受け入れる体制をカフェ機能のなかに持たせる
<p>③周辺地域の活性化に資する取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動の実施 ・定常的な集客をすることで活気あふれる緑の軸線を目指す ・周辺地域に協力したイベント等の実施 ・地域交流のベースキャンプとし SNS を活用した情報発信 ・伊勢佐木町商店街や、横浜橋通商店街と連携し、イベント等を実施 ・周辺の飲食店と連携し、テイクアウト用コーヒーカップのリユース施策を実施することにより回遊性を高める ・マルシェ開催時に周辺商店街の飲食店等に参画いただき、実店舗へ誘客 ・トレーラーハウスの活用により、地域店舗の商品を扱う仮設店舗（ポップアップストア）の設置 ・横浜・みなとみらいも含めた周辺地域で開業を目指す事業者のチャレンジ拠点として、プチインキュベーションの機能を提供
<p>(6) 事業実施に当たっての基本的な取組</p>	
<p>①横浜市の環境施策の推進に資する取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化面積の拡張 ・緑化推進活動 ・グリーンインフラを活用し、雨水流出の抑制を図る ・既存樹木を可能な限り保存、新規植樹により緑あふれる環境の維持向上を目指す ・既存アスファルトの箇所は全般的に芝生敷設とし、緑量増加を図る ・太陽光発電設備の一部施設への設置 ・太陽光パネルを公募対象公園施設の上に設置 ・施設への太陽光発電設備の導入により、常時は施設電力の補完、非常時は避難者等への一時電力提供を推進する ・水循環システムの活用により、持ち運びや水の再生利用を可能とし、災害時にも応用利用できる場を整備する ・地表面の舗装は透水性・保水性の高いものを使い、ヒートアイランド現象の抑制に貢献 ・施設は木材又はそれに準じる簡易な構造とし、建設時の CO2 排出量を抑制 ・建物の木質化 ・設置する施設はパッシブデザインを重視し、CO2 排出量を抑制 ・食品廃棄物の再利用 ・コーヒーカップのリユース施策 ・公園内の樹木について、位置情報を含めてデータ管理し、環境価値を定量化

<p>②デジタル技術を活用した取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタルサイネージを活用した広告、案内 ・デジタルサイネージを設置、多言語対応の公園案内板とともに、地域のイベント等の情報発信や、緊急時の情報発信を行う ・ホームページやアプリを利用し、公園の案内やイベント情報を提供 ・デジタル技術を用いた施設の予約・管理の推進（トレーラーハウス等） ・AI カメラの設置 ・カメラ映像等によるリアルタイムの人流把握、環境等のデータを活用したヒートアイランド対策等のサービス提供 ・デジタル化されたデータを活用した情報発信により、市民の公園への理解促進、緑への関心を高める ・公園内の樹木について、位置情報を含めてデータ管理し、環境価値を定量化 ・公園が利用者に提供する価値のなかにデジタル要素が必要であるという認識はない
<p>(7) その他公募に際して求める条件（案）</p>	
<p>①事業期間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5～10 年 ・ 10 年～20 年 ・ 20 年 ・ Park-PFI の 20 年と、設置許可に基づく 10 年延長を加算した 30 年間
<p>②店舗営業時間中の有人対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対応可能 ・ 常駐管理が望ましい ・ シェアスペース（コミュニティールーム）は無人での対応
<p>③整備、管理・運営の市内事業者活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必須として認識 ・ 市内事業者を活用 ・ 公募条件として特定の分野での活用を示されると事業の柔軟性がなくなるが、業務の一部という条件であれば問題ない
<p>④公共工事に準じた資料等の提出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可能 ・ 必要に応じ、対応できる事業者を入れる ・ 一定の時間があれば可能 ・ 公募時に、事業化の手続きで必要になる具体的な資料等を明示していただきたい
<p>⑤公園使用料の徴収</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最低限度が望ましい ・ 下限額をベースに上積みは可能 ・ 価格提案で大きく差がつくような評価はしないほしい
<p>⑥住民説明会等の開催</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業着手前に住民説明会を開催し、必要に応じ個別に丁寧な説明を行う ・ 説明対象範囲は 1 区～ 3 区に面する土地所有者（借地権者）、建物所有者及び住民（賃貸住居入居者）に限定 ・ 説明対象外の方から問い合わせいただいた場合、個別に丁寧な説明を実施 ・ 事業者のみの説明会ではなく、市が主導し説明会を実施してほしい ・ 市が事業方針をきちんと明示し、ある程度住民の理解を得ておき、選定後に事業説明会を実施する流れが望ましい ・ 市と連携して実施 ・ 対応可能

(8) 対話当日の口頭確認

事業全体に係ること

【整備全体の費用規模】

- ・ 8,000 万円程度
- ・ 10 億円から 15 億円程度
- ・ 今後検討

【着工から供用開始までに要する期間の想定】

- ・ 設計から工事までで 1 年～1 年 6 か月
- ・ 設計 1 年前後、工事 1 年 6 か月
- ・ 設計、工事で 2 年
- ・ 2024 年問題を加味すると、設計 6 か月、工事 1 年 6 か月
- ・ 埋設物等の協議が多いと、設計 1 年 6 か月、工事 1 年 6 か月
- ・ 市営地下鉄等の地下埋設物があるので、想定ができない
- ・ 供用開始は植栽の美しい時期（3～9 月）がよい
- ・ インクルーシブ遊具の安全性チェックに時間がかかる

【事業を実施する場合における対話参加者の役割】

- ・ 共同事業体の代表企業
- ・ 共同事業体の構成により役割が変わるため、流動的に役割を担う
- ・ 共同事業体の代表企業または構成企業
- ・ 構成企業は今後検討

【事業実施に向けた課題】

- ・ 地下構造物の上部に建設可能かどうか
- ・ 地下構造物の近接協議による事業リスクは事業者か市の、どちらがとるのか
- ・ 今年度内の公募開始であれば、3 か月間の公募期間では応募は厳しい
- ・ 今年度内に公募を開始しても、次年度事業が決まっている時期なので、新たな事業が取り組みづらい
- ・ 公園の治安が悪い

【本市に対する要望】

- ・ 市の考えるリニューアル規模を公募時に提示してほしい
- ・ 事業可能範囲は明確にした方がよい
- ・ 地域課題をどう解決していくか、民間事業者にどういう役割を期待しているのか明確にしてほしい
- ・ 埋設物が多い公園なので、大規模リニューアルの場合は工期が相当必要になることを公募時に示した方がよい
- ・ 地耐力の資料を提供してほしい
- ・ 公民の分担割合（費用・リスク）を公募時に提示してほしい
- ・ 園地管理費が全額事業者負担では公募に応じられない。市負担の有無・金額は公募時に示してほしい
- ・ 維持管理費の一部を市に負担してほしい

- ・施設整備範囲以外の巨木化・老朽化樹木の剪定伐採について、事業費用の一部を市に負担してもらいたい
- ・1区～3区間に道路があるが、廃道として1区～3区を一体とした方が使いやすい
- ・区と区間に道路が入ると危険
- ・今年度内の公募開始は早期の印象
- ・年度明けてから公募するケースが多いが、公募開始時期がずれていた方が、事業者は参加しやすい
- ・公募期間は4か月以上確保してほしい
- ・公募期間について、5か月程度ほしい
- ・公募期間は4～5か月間が理想
- ・サウンディング実施から公募開始まで、6か月～12か月は期間がほしい
- ・供用開始時期は幅を持たせた設定がよい
- ・事業者同士がつながる機会を早く設けてほしい
- ・地域に入るために、市に仲介役となってほしい
- ・事業スケジュールが短い、地域の関係者などに課題感を聞いてみたい
- ・地元企業とつながる場を用意してほしい
- ・イベント事業者から徴収する使用料に関して、自由に決定できるようにしてほしい
- ・イベント実施で収益が得られる（広告掲示による協賛金収入）ようにしてほしい
- ・公募対象公園施設は、事業期間終了時に市へ無償譲渡を希望
- ・公募対象公園施設について、原状復旧が前提だと、耐用年数が20～30年想定建物となるが、将来的に市へ無償譲渡が可能ならば、長く持つ良い建物の整備を検討できるため、公募対象公園施設を市へ無償譲渡できるような仕組みを検討してほしい
- ・公園内のホームレス等の対策に関し、市の助言指導を希望

【事業収益の一定割合を本市へ納付することの可否】

- ・非常に困難
- ・難しい
- ・可否どちらも可能性がある
- ・事業を開始し、経営が軌道に乗ればインセンティブをつけることは可能
- ・企業版ふるさと納税という方法もある
- ・固定額の納付は厳しい
- ・一定割合で納付するのであれば可能
- ・利益の一定割合ならば可能

【大通り公園4区～8区について】

- ・1区～3区とのつながりは大切。テーマ性を持たせて3区以降も整備する方向性がよい
- ・1区～3区は賑わい、4区～8区は静かというメリハリがよい

	<ul style="list-style-type: none"> ・全体として見たとき、1区～3区が施設整備の重点であり、起爆剤である ・4区～8区は施設整備というよりは、1区～3区から流れた人が憩える空間といった場づくりである ・1区から8区へ進むにつれ、公園の幅が細くなっているため、施設を建てるといった印象にない ・散歩、ジョギングや市民の日常的アクティビティを豊かな緑と自然にふれあいながら楽しめるゾーンとして整備することを希望 ・平面駐車場の整備が利益につながる可能性がある ・既存樹木の下枝を剪定するだけでも随分見通しがよくなる ・指定管理者制度を導入して巡回管理すれば綺麗になっていく ・3区と4区が分断されており、どこからアクセスすればいいのかわからない ・とても暗く、トイレも少ないし古い遊具しかない ・治安が悪い
<p>飲食・売店等の収益施設の設置・運営（公募対象公園施設）</p>	<p>【公募対象公園施設の整備費用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5,000万円 ・10億円前後 ・工事費高騰があるため、高く見込んでいる ・人件費の高騰が厳しい ・今後検討する <p>【店舗営業時間の想定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モーニングから夜のドリンク提供まで ・7時から23時（コンビニエンスストアは24時間営業） ・9時～17時 ・10時～24時 <p>【全体的な収支見通しの想定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資回収期間は10年以内 ・20年間で回収する見込み ・事業期間の前半で投資回収したい ・現時点ではわからない ・テナント次第 ・客単価は4,500～4,600円 ・単価が高くなる収益施設がある ・来園：年間140万人、来店：年間100万人弱
<p>滞留空間（園路・広場等）の整備・管理（特定公園施設）</p>	<p>【特定公園施設の整備費用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1,600万円 ・2億円前後 ・5億円程度 ・約14.8億円 ・1億円のうち、公募対象公園施設の整備費の残りを充てる ・芝生広場（約4,000㎡）での費用を想定

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定公園施設の維持管理費用の全額負担は難しい ・ 維持管理費は事業者の負担と考えるが、イニシャルコストとランニングコストのバランスによっては、市に費用負担を求める ・ 事業者で維持管理を行うのが基本だが、可能なら市からの維持管理費用のサポートがあるとよい <p>【特定公園施設の整備に当たっての行政負担の希望有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 希望する ・ 9割負担希望 ・ 有無で投資の回収期間が変わる
<p>イベント等の実施</p>	<p>【既存イベントとの共存の仕方について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共存は可能 ・ 共存は必須 ・ 公募事業者の調整に応じてもらうことを既存イベント実施者に理解してもらえれば、共存できる ・ 集客の機会ととらえる ・ 今の利用形態を崩さないようにする ・ 整備後の公園でのイベント受け入れはやってみないとわからない ・ イベント受付窓口は統一的に担う ・ 現地調整は対応可能 ・ 個別の事情は市と協議 ・ 3区で実施するなら共存可能 ・ 現在の規模でイベントを継続できるかは要相談 ・ 既存イベントも収益イベントであれば主催者から応分の負担額を徴収する <p>【イベント実施時期の希望】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イベント実施時期に制約がないことを希望 ・ 高頻度（毎週末）で実施 ・ 年間を通じて定期的に行う ・ 毎週末実施するのが基本だが、夏場と冬場は難しい ・ 開催時期は春と秋から冬 ・ 梅雨と夏は厳しい ・ 夏、冬の時期のイベントも考える <p>【イベントをマネジメントする際の、イベントへの関わり方について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主催、共催で行う ・ 必ず主催者や共催者として一緒に入って組み上げる ・ 現場対応をすべて担う ・ 既存イベントとの調整窓口も担う

＜本市から事業者へお伝えした内容＞

- ・現在の想定では、今年度内に公募開始する。
- ・特定公園施設の維持管理費について、市が一部負担できる可能性がある。
- ・事業者が納付した公園使用料の全額を、市が維持管理負担額として事業者に支出する仕組みは考えていない。
- ・特定公園施設のみならず公募対象公園施設の整備のためにも要する経費（測量、調査、切回し工事など）の取扱いは今後検討する。
- ・現在の1～3区の維持管理費は約2千万円である。（光熱水費は別途）
- ・収益施設の付置義務駐輪場は利便増進施設として設置できるが、Park-PFI 事業終了後の21年目以降は、設置管理許可による。また、利便増進施設によらない設置も可能。
- ・利便増進施設の広告塔は、表示面積基準で占有許可使用料を徴収する。
- ・工事期間中の設置・管理許可使用料は徴収しない。
- ・埋設物の詳細図面の閲覧や図面所管部署へ問合せする際、事前に都心部公園担当へ一報いただければ円滑に確認できるよう手配する。
- ・既存インフラ図面と流れの図面は公募時に提供可能、樹木リストは提供不可。
- ・トレーラーハウスをコワーキングスペースとして提供することはよいが、オフィスとすることは難しい。
- ・1区、2区、3区それぞれの東西の両端は歩道空間となっているため、キッチンカー等は設置できない。
- ・施設を所有する事業者が、所有名義をグループ会社に移す場合は、市による地位の承継の承認手続が必要になる。
- ・共同事業体の構成企業を変更する場合は、市による承認手続が必要になる。
- ・現地詰所職員の人数は3人。
- ・公園管理事務所を設ける場合、事務所は無人であってもよい。